応できるものとして、次に掲げる①から③全ての条件を満足する者を専任（他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に本工事に係る職務にのみ従事）で配置すること。ただし、技術指導者を含む複数の者が指導を行うことを妨げない。

① ⑸に掲げる主任（監理）技術者に求める要件をすべて満たすこと。

② 他の工事に技術者として従事していないものであること。

③ 定期的に配置予定技術者の指導を現場にて行うこと（１回／週程度）

※技術指導者を配置する場合の若手技術者に求める競争参加資格要件は、⑸に掲げる主任（監理）技術者に求める要件のうち施工経験は求めない。

⑺ 上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

⑻ 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、関東地方整備局から「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年３月31日付け港管第927号）に基づく指名停止を受けていない者であること。

⑼ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑶の再決定を受けた者を除く。）でないこと。

⑽ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（入札説明書参照）

⑾ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省が行う公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑿ 「技術提案（工事全般の施工計画）」が適正であること。

３ 総合評価に関する事項

⑴ 落札者の決定方法 入札参加者は「価格」、「技術提案（工事全般の施工計画）」及び「施工体制」をもって入札に参加し、次の①、②の要件に該当する者のうち、⑵の総合評価の方法によって得られた数値（以下、「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲で発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とすることがある。なお、評価値の最も高い者が２人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。なお、落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、入札説明書に示す予決令第86条の調査を行うものとする。

① 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

② 評価値が、標準点を予定価格で除した数値（「基準評価値」という。）に対して下回らないこと。

⑵ 総合評価の方法

① 価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、評価値（入札参加者毎に、下記③及び④により与えられる「標準点」、「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を、当該入札参加者の入札価格で除して得た数値）をもって行う。

② 「標準点」を100点とし、「施工体制評価点」の最高点を30点、及び「加算点」の最高点を60点とする。

③ 「標準点」は、入札説明書等に記載された要求要件（標準案）を実現できると認められる場合に100点を与える。

④ 「加算点」は、予定価格の制限の範囲内の価格で申込みをした入札参加者について、下記㋐の評価項目毎に評価を行った結果、得られた「評価点の合計値」を「加算点」として与える。

また、「施工体制評価点」は次の㋑の項目を評価して与える。なお、「施工体制評価点」の低い者に対しては「加算点」を減じる場合がある。

㋐ 技術提案（工事全般の施工計画）

㋑ 施工体制（施工体制評価点）

⑶ 評価の基準 ⑵④㋐、㋑の評価項目の詳細は入札説明書による。

⑷ 罰則について 受注者となった場合において、「技術提案（工事全般の施工計画）」における提案項目についての評価の結果、「実施義務有」として通知した提案、及び「実施義務無」として通知したもののうち受注者が自ら実施することとした提案が、受注者の責により実施されていないと判断された場合は、本件工事成績評定点を最大10点減じることとする。

なお、受注者の責によらない場合とは、災害又はその他特別な事情がある場合等のことをいい、発注者と受注者の協議により決定する。

４ 入札手続等

⑴ 担当部局 〒231―8436 横浜市中区北仲通５―57横浜第２合同庁舎15階 関東地方整備局総務部経理調達課契約管理係 仲里 清 電話045―211―7413

⑵ 入札説明書の配付期間、場所及び方法 入札参加希望者には、次の方法で入札説明書等を配付する。

㋐ 入札情報サービスアドレス
https://www.pas.ysk.nilim.go.jp/
「工事検索・入札公告等→入札公告等・工事検索条件指定→検索」

㋑ 上記によりがたい場合は次の場所で配付する。
〒231―8436 横浜市中区北仲通５―57横浜第２合同庁舎15階 関東地方整備局総務部経理調達課 電話045―211―7413

配付期間：令和３年７月21日から令和３年10月18日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、９時30分から18時00分まで。（最終日は入札書受付締切予定時刻である14時00分）

⑶ 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

提出方法：申請書および資料は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙により持参又は郵送等すること。なお、電子入札システムにおける資料の受付票は、資料の受信を確認したものであり、資料内容を確認したものではない。

提出期間：令和３年７月21日から令和３年８月20日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、９時00分から18時00分まで。ただし、最終日は12時00分まで。

発注者の承諾を得て持参又は郵送等（書留郵便等の配達の記録が残るものに限る。以下、「郵送等」という。）する場合の受付時間は９時30分から18時00分まで。ただし、最終日は12時00分まで。

紙により持参又は郵送する場合の提出場所：上記⑴に同じ。

⑷ 入札、開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法 入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙により持参又は入札書の提出期限までに必着で郵送等すること。

入札書の提出期限：令和３年10月18日14時00分。

紙により持参又は郵送する場合の提出場所：〒231―8436 横浜市中区北仲通５―57横浜第２合同庁舎15階 関東地方整備局総務部経理調達課調達係 電話045―211―7413

開札は、

１）令和３年度 横浜港新本牧地区護岸（防波）本体工事（その３） 令和３年10月21日９時40分

２）令和３年度 横浜港新本牧地区護岸（防波）本体工事（その４） 令和３年10月21日11時10分 関東地方整備局入札室で行う。

開札後、以下の順番で落札決定する。

１）令和３年度 横浜港新本牧地区護岸（防波）本体工事（その３）

２）令和３年度 横浜港新本牧地区護岸（防波）本体工事（その４）

⑸ 入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、場所及び方法 令和３年９月10日から令和３年10月18日14時00分まで（利付国債の提供の場合は令和３年10月４日まで）

〒231―8436 横浜市中区北仲通５―57横浜第２合同庁舎15階 関東地方整備局総務部経理調達課 電話045―211―7413 持参又は郵送等により提出すること。